第１編　　総　　論

第１章　市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

１　市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

（１）市の責務（法３条関係）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

（２）市国民保護計画の位置づけ　（法３５条関係）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第３５条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

（３）市国民保護計画に定める事項　（法３５条関係）

市国民保護計画においては、国民保護法第３５条第２項各号に掲げる次の事項について定める。

①　市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
②　市が実施する国民保護措置に関する事項
③　国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
④　国民保護措置を実施するための体制に関する事項
⑤　国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
⑥　その他、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態における対処
資料編

３　用語の意義

この計画で使用する用語等の意義は次のとおり。

（１）　法令名

用　語　等	意　　義	備　考
法（必要に応じて「国民保護法」）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）	
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）	

（２）　機関名等

用　語　等	意　　義	備　考
指定行政機関	事態対処法第２条第５号の規定による機関	対処措置を実施する国の中央行政機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第２条
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第２条

用　語　等	意　　義	備　考
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの	法第２条
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関	

（３）　武力攻撃関連

用　語　等	意　　義	備　考
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第２条
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第２条
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法第２条
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態	事態対処法第１条
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第２２条
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第２条
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第 183 条
ゲリラ	不正規軍の要員	
特殊部隊	正規軍の要員	
ＮＢＣ攻撃	核兵器（nuclear weapons ）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃	

（４）　国民保護措置関連

用　語　等	意　　義	備　考
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第２条第３項に掲げる措置（同項第６号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）	法第２条
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が第１８３条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する事態対処法第２２条第３項第２号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）	法第 172 条
要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第５２条
要避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）	法第５２条
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者	法第７５条
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	法第７９条
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資）	法第８１条では「物資」
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第８１条
生活関連等施設	次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの １　国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの ２　その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設	法第 102 条（発電所、ガス発生設備、浄化施設、ダム、危険物質等の取扱所等）
危険物質等	引火性若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で、政令で定めるもの。	法第 103 条（消防法で規定する危険物等）

４　市地域防災計画との関係

この計画は、法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、「宇部市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系による計画である。

しかしながら、災害の発生要因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられることから、この計画に定めのない事項については、「地域防災計画」の定めの例により対応する。

５　市国民保護計画の見直し、変更手続　（法３５条関係）

（１）市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

（２）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

（１）基本的人権の尊重　（法５条関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

（２）国民の権利利益の迅速な救済　（法６条関係）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

（３）国民に対する情報提供　（法８条関係）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

（４）関係機関相互の連携協力の確保　（法３条関係）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

（５）　国民の協力　（法４条関係）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

（６）高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施　（法９条関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

（７）指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重　（法７条関係）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

（８）国民保護措置に従事する者等の安全の確保　（法２２条関係）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

（９）市の地域特性への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、市の地域特性（①臨海部に石油コンビナートが存在すること　②山口宇部空港が存在すること　）について配慮する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

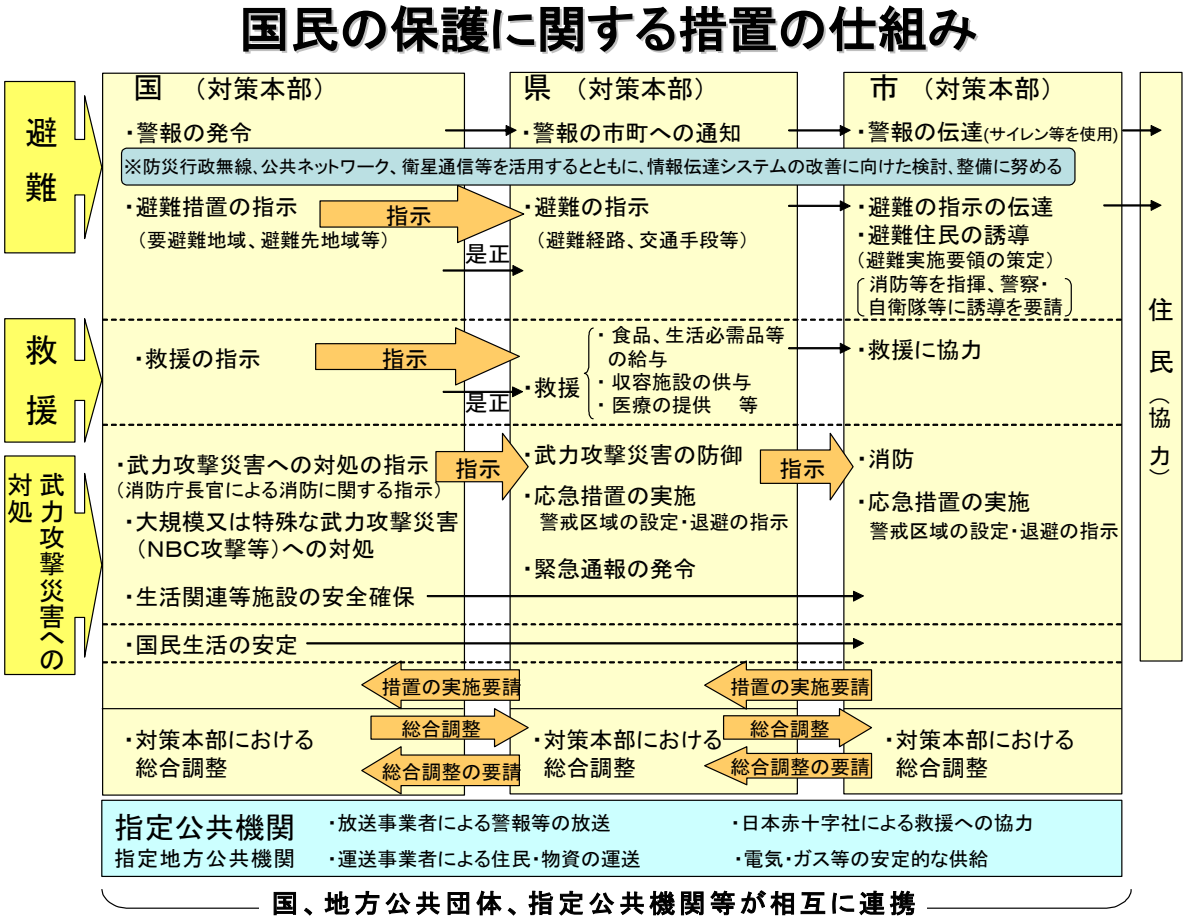

1　関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務を処理する。

【　市　】

事務又は業務の大綱
1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【　県　】

事務又は業務の大綱
1　国民保護計画の作成 2　国民保護協議会の設置、運営 3　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4　組織の整備、訓練 5　警報の通知 6　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他住民の避難に関する措置の実施 7　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9　生活関連物資の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】（［　］は指定行政機関）

機関の名称	事務又は業務の大綱
［警察庁］ 中国四国管区警察局	1　管区内県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2　他管区警察局との連携 3　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4　警察通信の確保及び統制
［防衛省］ 中国四国防衛局	1　所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整

［総務省］ 中国総合通信局	1　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2　電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3　非常事態における重要通信の確保 4　非常通信協議会の指導育成
［財務省］ 中国財務局 （山口財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　金融機関に対する緊急措置の指示 3　普通財産の無償貸付 4　被災施設の復旧事業費の査定の立会
［財務省］ 門司税関（宇部税関支署）	1　輸入物資の通関手続
［厚生労働省］ 中国四国厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
［厚生労働省］ 山口労働局	1　被災者の雇用対策
［農林水産省］ 中国四国農政局	1　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
［林野庁］ 近畿中国森林管理局	1　武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
［経済産業省］ 中国経済産業局	1　救援物資の円滑な供給の確保 2　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3　被災中小企業の振興
［原子力安全･保安院］ 中国四国産業保安監督部	1　鉱山における災害時の応急対策 2　危険物質等の保全
［国土交通省］ 中国地方整備局 九州地方整備局（港湾関係）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
［国土交通省］ 中国運輸局 　山口運輸支局 九州運輸局 　下関海事事務所	1　運送事業者への連絡調整 2　輸送施設及び車両・船舶の安全確保
［国土交通省］ 大阪航空局 　山口宇部空港出張所	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
［国土交通省］ 福岡航空交通管制部	1　航空機の安全確保に係る管制上の措置
［気象庁］ 福岡管区気象台 　下関地方気象台	1　気象状況の把握及び情報の提供

［海上保安庁］ 宇部海上保安署	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の分類	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1　武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1　避難住民の運送及び緊急物資の運送 2　旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な優先的取り扱い
電気事業者	1　電気の安定的な供給
ガス事業者	1　ガスの安定的な供給
上下水道事業者 工業用水供給事業者	1　水の安定的な供給 2　下水処理の確保
郵便事業を営む者	1　郵便の確保
一般信書便事業者	1　信書便の確保
病院その他の医療機関	1　医療の確保
西日本高速道路㈱ 中国支社	1　高速道路の管理
日本赤十字社 山口県支部	1　救援の協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行 下関支店	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2　関係機関の連絡先

市は、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県、県内他市町、関係指定公共団体、指定地方公共団体、その他関係機関の連絡先（名称、担当部署、所在地、電話、FAX、e-mail、その他の連絡方法）について整理し、連絡窓口を把握しておく。

なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び当該本部設置時の指定行政機関の連絡先等については、当該本部が設置された時点で国から通知される。

第４章　市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

（１）地形

本市は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接している。

北部は中国山脈の丘陵性山地、南部は緩やかな丘陵となっており、厚東川及び有帆川水系が南流し、周防灘に及んでいる。東部は隆起海岸が見られ、緩やかな起伏ある台地が広がっている一方、西部は厚東川河口域右岸に厚南平野が広がり、満潮時には天井川の感がある。

本市及び市役所の位置は、次のとおりである。

本市の位置	市役所の位置
東経：131°22′55″（東端） 東経：131°11′09″（西端） 北緯：33°55′18″（南端） 北緯：34°09′50″（北端）	東経：131°14′56″ 北緯：33°56′54″ 面積：286.65 km^2 （東西 16.5km 南北 27.4km） 標高：4.564m

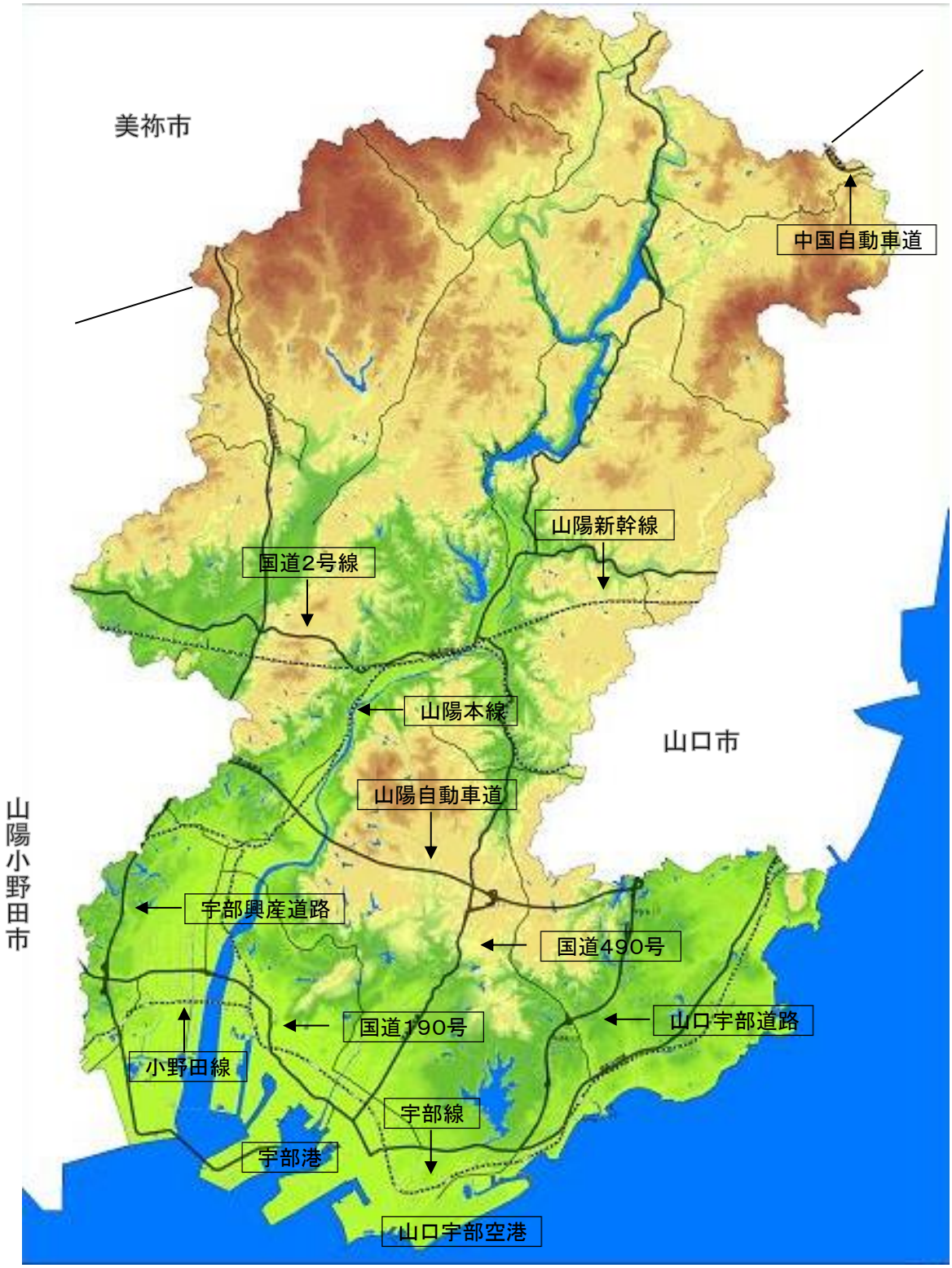
美祢市
中国自動車道
山陽新幹線
国道2号線
山陽本線
山口市
山陽自動車道
山陽小野田市
宇部興産道路
国道490号
国道190号
山口宇部道路
小野田線
宇部線
宇部港
山口宇部空港

（２）気候

瀬戸内気候であり温暖であるが、梅雨期の降水量が年間降水量の３割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴である。

年平均気温は１６．６度（２０２２年）、降水量は平年値１，５２７．２ｍｍで、県内では少雨地域である。（平年値は、１９９１～２０２０年の観測値である。）

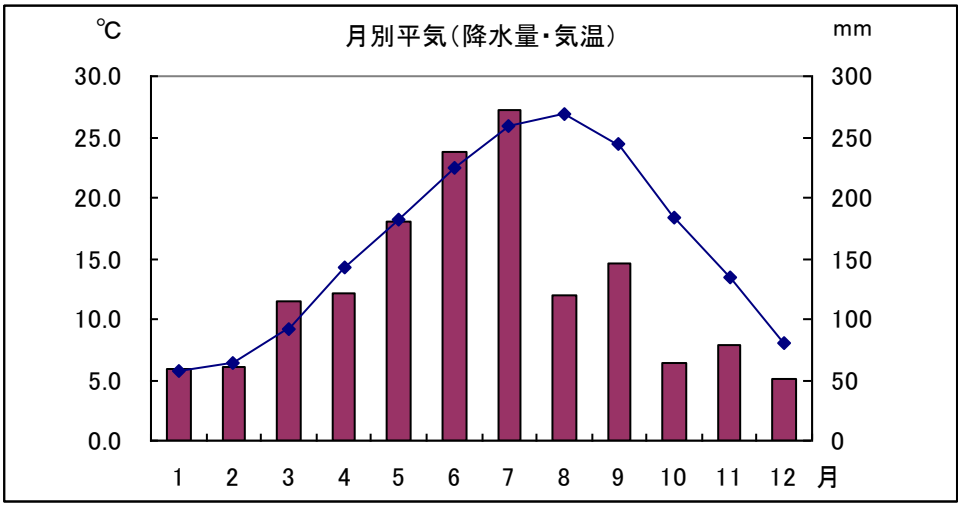

（３）人口分布

国勢調査における本市の人口推移を見ると、平成７年をピークに以降は人口が減少、住宅開発が行われている地区以外のほとんどで人口の減少が見られる。

対して、世帯数は一貫して増加を続けており、１世帯あたりの世帯人員が減少していることがうかがえる。

南岸の市街地を中心に人口の約３割が集中している。

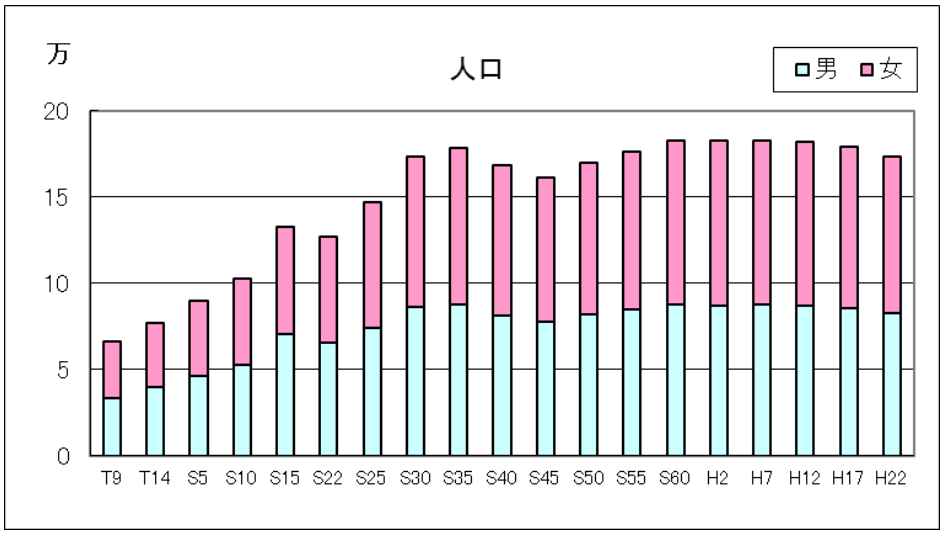

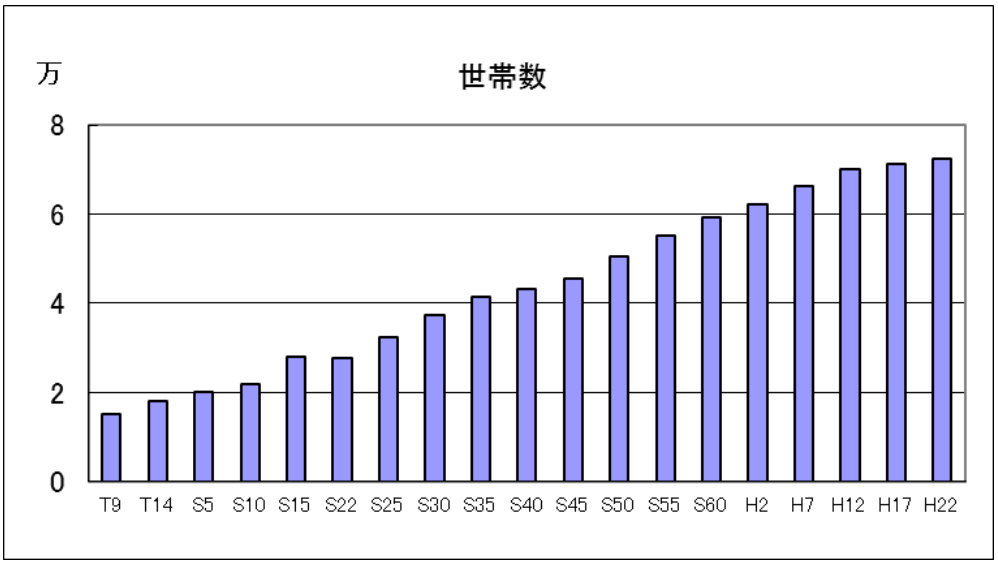

※データは大正９年～平成 22 年の国勢調査数値

※「校区別人口・世帯数」資料編

（４）道路の位置等

本市においては、高速国道が２路線（山陽自動車道、中国自動車道）、一般国道が３路線（２号、１９０号、４９０号）、主要県道６路線、一般県道１５路線、幹線市道（一級路線）１０２路線の幹線道路がある。

また、事業所専用道路（宇部興産道路）が本市の西部を南北に貫いている。

（５）鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、山陽本線、宇部線及び小野田線がある。

空港は、本市の南岸に、２，５００ｍの滑走路を有する山口宇部空港が存在し、岩国錦帯橋空港とともに、山口県の空の玄関口となっている。

港湾は、本市の南岸に重要港湾である宇部港があり、昭和５８年、芝中西地区に－１３ｍ岸壁を完成させ、総トン数５万トンの船舶の接岸が可能となり、平成２年には植物検疫港としての指定を受け、国際貿易港としての機能の拡充を図っている。

（６）石油コンビナート等特別防災区域

東側は宇部市大字沖宇部字沖宇部から、西側は厚東川河口の大字西沖ノ山字西沖、宇部市と山陽小野田市の市境までの約８．３ｋｍにわたる海岸地帯に、特定事業所が群立しており、石油類、液安等の物資が多量に取り扱われている。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

１　武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

（１）県国民保護計画において想定されている事態、事態ごとの特徴及び留意点は以下のとおり。

①　着上陸侵攻

特　　徴	留　意　点
・ 国民保護措置実施地域が広範囲。期間が長期。武力攻撃予測事態において住民避難も想定。 ・ 船舶による上陸の場合、小型船舶が接岸しやすい沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合、大型輸送機の離着陸可能な空港が目標になりやすい。 ・ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が発生。石油コンビナートなどでは二次被害の発生も想定。	・ 事前準備可能。先行避難、広域避難。武力攻撃災害広範囲。 ・ 攻撃終結後の復旧が課題。

②　ゲリラや特殊部隊による攻撃

特　　徴	留　意　点
・ 事前予測困難。突発的な被害発生の可能性。 ・ 都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意必要。 ・ 被害は狭い範囲に限定。汚い爆弾（ダーティボム）の使用も想定。	・ 攻撃当初は屋内に一時避難。その後、適当な避難地へ移動。 ・ 緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等。

③　弾道ミサイル攻撃

特　　徴	留　意　点
・ 発射段階で攻撃目標の特定困難。短時間で着弾。 ・ 弾頭の種類（通常弾頭、ＮＢＣ弾頭）に応じて被害の様相、対応に相違。 ・ 通常弾頭の場合、ＮＢＣ弾頭に比べ、被害は局限化。家屋、施設等の破壊、火災等。	・ 迅速な情報伝達と適切な対応により被害を局限化。 ・ 屋内避難、消火活動中心。

④　航空攻撃

特　　徴	留　意　点
・　事前予測が比較的容易だが、対応の時間が少なく、攻撃目標の特定困難。 ・　都市部、ライフラインのインフラ施設が目標になることも想定。 ・　意図達成まで攻撃が繰り返される可能性。 ・　通常弾頭の場合、家屋、施設等の破壊、火災等。	・　攻撃の目標地を限定せず広範に屋内避難。 ・　生活関連等施設の安全確保措置必要。

（２）ＮＢＣ攻撃の場合の特徴及び留意点は、以下のとおり。

①　核兵器等

特　　徴	留　意　点
・　当初は核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって被害発生。 ・　放射性降下物は、爆心地付近から逐次風下方向に拡散し被害範囲拡大。	・　熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療必要。 ・　風下への避難を避ける。 ・　外部被爆や内部被爆の抑制、汚染地域への立入制限、要員の被爆管理必要。

②　生物兵器

特　　徴	留　意　点
・　人に知られず散布可能。潜伏期間に感染者が移動し、被害拡大。 ・　ヒトを媒体とする生物剤では、二次感染により被害拡大。	・　国による一元的情報収集、データ解析等により、感染源、汚染地域を特定。 ・　病原体の特性に応じた医療、蔓延防止対策が重要。

③　化学兵器

特　　徴	留　意　点
・　風下方向に拡散。サリンは空気より重く、下をはうように拡散。	・　原因物質の検知、汚染地域の特定。風上の高台に住民を誘導。 ・　汚染者の除染、原因物質の特性に応じた救急医療。 ・　汚染地域の除染、原因物質の除去重要。

２　緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画において想定されている事態例、被害概要は以下のとおり。

（１）攻撃対象施設等による分類

①　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事　態　例	被害概要
・　石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・　危険物積載船への攻撃 ・　ダムの破壊	・　爆発、火災による住民被害、建物、ライフライン等の被災 ・　危険物拡散による沿岸住民被害、港湾、航路の閉塞 ・　下流での被害多大

②　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事　態　例	被害概要
・　大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・　列車等の爆破	・　爆破、施設崩壊による人的被害多大

（２）攻撃手段による分類

①　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃等が行われる事態

事　態　例	被害概要
・　ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・　炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・　市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・　水源地に対する毒素等の混入	・　爆弾の破片、熱や炎等による被害、放射線による後年のガン発症 ・　生物兵器の場合と同様。毒素の特徴は化学兵器の特徴と類似 ・　化学兵器の特徴と同様

②　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事　態　例	被害概要
・　航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・　弾道ミサイル等の飛来	・　施設の破壊に伴う人的被害。施設規模により被害の大きさに差異。建物、ライフライン等が被災